

発議案第1号

後期高齢者医療保険料に「子ども・子育て支援金」の除外を 求める意見書について

上記発議案を別紙のとおり、白井市議会会議規則第14条第1項の規定により意見書を提出します。

令和7年12月18日

白井市議会議長 伊藤 仁 様

提出者 白井市議会議員 荒井 靖行

賛成者 白井市議会議員 小田川 敦子

提案理由

令和8年度から開始予定の後期高齢者医療保険料に「子ども・子育て支援金」の上乗せ分を削除することを求めるものです。

後期高齢者医療保険料に「子ども・子育て支援金」の除外を 求める意見書（案）

令和7年10月27日 千葉県後期高齢者医療広域連合議会において令和8・9年度保険料率の改定について執行部より説明がありました。一人当たり平均年金保険料額は令和2年度・3年度は79,440円、令和4年度・5年度は79,775円、令和6年度・7年度は83,927円に対し令和8年度・9年度は100,445円と現行保険料の約20%増しの料金が試算されています。

その保険料には令和8年度から開始される「子ども・子育て支援金」として2,484円が含まれています。昨今の食料品を始めとする物価高に対し、賃金上昇の機会が少ない75歳以上の後期高齢者にとり生活を防衛する手段がありません。よって、政府・国会に対し以下の事項を速やかに実施するよう強く求めます。

記

- 1、令和8年4月から開始予定の後期高齢者保険料から「子ども・子育て支援金」を削除すること。
- 2、令和8年4月から開始予定の後期高齢者保険料の上昇率を10%未満にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月18日

千葉県白井市議会

提出先

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	関口 昌一 様
内閣総理大臣	高市 早苗 様
総務大臣	林 芳正 様
財務大臣	片山 さつき 様
厚生労働大臣	上野 賢一郎 様

発議案第1号資料

【報告事項】

1 令和8・9年度保険料率の改定について

(1) 第1回保険料率試算結果

保険料率……後期高齢者医療制度に加入する被保険者一人ひとりの年間保険料額を計算する際に用いる「均等割額」と「所得割率」をいいます。

保険料率は、2年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならぬと法律に定められており、都道府県ごとに決定します。

今年度は令和8・9年度の保険料率の算定を実施します。

<令和8・9年度保険料率 試算結果>

均等割額……………50,235円

所得割率……………9.25%

1人当たり平均年間保険料額（A）……97,961円

(2) 試算の考え方

① 「費用の見込額」

- ・被保険者数や医療費の伸びを考慮した医療給付費総額
- ・健康診査などの保健事業費
- ・後期高齢者医療制度から支援する出産育児支援金 など

② 「収入の見込額」

- ・国、県、市町村の負担金
- ・現役世代からの支援金
- ・保険料率の上昇を抑制するために繰り入れる保険料調整基金 など

③ 「保険料賦課総額」（被保険者が支払う保険料の総額）

①「費用の見込額」から②「収入の見込額」を引き、予定保険料収納率 99.29% で割った金額
予定保険料収納率……過去の収納率を基に、令和8・9年度の収納率を推計したもの

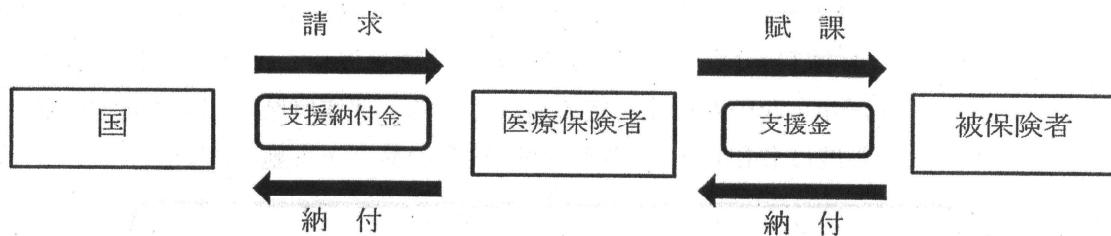
④ ③「保険料賦課総額」を「均等割額」と「所得割額」に按分

(3) 保険料率の推移

	令和2年度・3年度	令和4年度・5年度	令和6年度・7年度
均等割額	43,400 円	43,400 円	43,800 円
所得割率	8.39 %	8.39 %	9.11 %
1人当たり平均年間保険料額	79,440 円	79,775 円	83,927 円

(4) 子ども・子育て支援金制度について

子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい仕組みで、令和8年度から始まります。各医療保険者は、支援納付金を国に納付する義務を負い、納付した支援納付金は少子化対策の特定財源として使用されます。納付金額は各医療保険者で按分して決定し、従来の医療保険料とあわせて被保険者に対して賦課・徴収する予定です。



(5) 納付額について

(1) で求めた保険料の額と(4)の支援金の額を合計したものが納付額となります。

